

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【公表番号】特表2010-531915(P2010-531915A)

【公表日】平成22年9月30日(2010.9.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-039

【出願番号】特願2010-514899(P2010-514899)

【国際特許分類】

C 09 J 7/02 (2006.01)

【F I】

C 09 J 7/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月15日(2011.4.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ブルタブを備える伸縮剥離接着テープ物品であって、

接着剤を有する第1及び第2の対向する主表面を有する細長い長さの伸縮剥離テープと

、
細長い長さの伸縮剥離接着テープの終端部に取り付けられ、細長い長さの伸縮剥離接着テープの終端部の終縁部を超えて突出する部分を有するブルタブと、を含み、

前記ブルタブが、第1及び第2の対向する主表面を有する単一タブフィルムから構成され、

前記タブフィルムの第1主表面の第1領域が、前記テープの第1主接着面のある領域に接合されて、第1タブ/テープ接合領域を形成し、前記タブフィルムの第1主表面の第2領域が、テープの第2主接着面のある領域に接合されて、第2タブ/テープ接合領域を形成し、

前記タブが、前記突出タブ部の一部がタブ/テープ接合領域の少なくとも一部と重なり合う関係にあるように、折り畳まれた位置を含む、物品。

【請求項2】

前記タブフィルムの第1主表面が、接着性表面である、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

ブルタブを備える細長い長さの伸縮剥離接着テープの分離可能なセグメントを含む物品であって、

第1及び第2側縁部、並びに、接着剤を有する第1及び第2の対向する主表面を有する、連続長さの伸縮剥離テープ材料と、

テープ材料の長さの第1側縁部を超えて突出するブルタブと、を含み、

前記ブルタブ材料が、第1及び第2主表面を有するタブフィルム材料を含み、該タブフィルム材料の第1主表面が、テープ材料の第1及び第2の対向する主接着面の両方に接合し、

前記テープ材料及びブルタブ材料が、それぞれその終端部に取り付けられたブルタブを備える個々の細長い長さの伸縮剥離接着テープが、前記連続長さのテープ材料から分離できるように、整列し、長手方向に離間し、横方向に伸張している分離域を含む、物品。

【請求項4】

前記分離域が、前記テープ材料及びプルタブ材料にミシン目線を含む、請求項3に記載の物品。